

## ご相続人さま全員からの同意をいただく事が 困難な場合について

### Q. 全ての相続人の自署が取得できない場合はどうすればよいか

A. 法定相続割合でのご対応をさせていただきます。

### Q. 法定相続割合での請求をしたいが対応してもらえるか

A. ご対応させていただきます。以下の書類をご提出ください。

- お亡くなりになられた方の出生からお亡くなりになるまでの連続した戸籍謄本(コピー不可)
- 相続人代表者さまを含む同意いただける相続人さま全員の確定に必要な戸籍謄本または戸籍抄本(コピー不可)
- 相続人代表者さまを含む同意いただける相続人さま全員の署名(自署)と実印の押印がなされた同意書(当社書式の「相続委任書」でも可)(コピー不可)
- 相続人代表者さまを含む同意いただける相続人さま全員の印鑑登録証明書(上記同意書に押印いただいた印鑑のもの)(コピー不可)
- 法定相続割合に応じた賠償金請求についての確認書※(コピー不可)  
※弊社にて作成し相続人代表者さまへ送付いたします